

新潟市立高等学校実習助手の中堅研修に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市立高等学校に在職する実習助手の中堅研修(以下「中堅研修」という。)に関して必要な事項を定める。

(研修の目的)

第2条 中堅研修は、実習助手としての個々の能力や適性等に応じて、専門性の向上を図るとともに、中堅教員として、本市学校教育の課題についての理解を深めるよう、資質の向上を図ることを目的とする。

(研修対象者)

第3条 この研修の対象者は、基準日(各年度4月1日とする。)において、在職期間が12年に達した者とする。

ただし、基準日までの間に引き続き1年以上の育児休業を取得した者については、在職期間から育児休業の期間(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。上限4年。)を減じた年数を、中堅研修の受講に必要な在職期間とする。

(研修内容)

第4条 研修内容は次のとおりとする。

- (1) 全体研修 新潟県の学校教育の現状と課題、同和教育・男女平等教育・環境教育、教育法規、情報教育、その他
- (2) 教科別研修 他校訪問による実地研修

(研修日数)

第5条 中堅研修は、全体研修を2日間、教科別研修を1日間、合計3日間とする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。